平成１９年（排）第２８号

排　除　命　令　書

大阪市北区天神橋七丁目１５番地１エレガントハーモニービル
株式会社全国通販
同代表者　代表取締役　津村　智和

東京都渋谷区代々木一丁目２１番１２号ガイヤビル３０２号
株式会社全通
同代表者　代表取締役　屋嘉比　智廣

公正取引委員会は，上記の者らに対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社全国通販及び株式会社全通（以下主文において「２社」という。）は，それぞれが一般消費者に販売した「メタルイオンの湯おけ」と称する浴室用の洗桶（以下主文において「イオン湯おけ」という。）及び「メタルイオンの洗いおけ」と称する台所用の洗桶（以下主文において「イオン洗いおけ」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，それぞれ一般消費者に配布した平成１８年１０月７日発行の「あしたの福祉」と称する通信販売用カタログに掲載した広告において，それぞれ，イオン湯おけを浴室に置くだけで，当該商品から発生する金属イオンにより浴室内のカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示及びイオン洗いおけを台所に置くだけで，当該商品から発生する金属イオンにより台所のシンクのカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者

に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　２社は，それぞれ，今後，イオン湯おけ及びイオン洗いおけ又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を構じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　２社は，それぞれ，今後，イオン湯おけ及びイオン洗いおけ又はこれらと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　２社は，それぞれ，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1 (1)　株式会社全国通販（以下「全国通販」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用雑貨品等の通信販売業を営む事業者であり，株式会社全通（以下「全通」という。）は，肩書地に本店を置き，家庭用雑貨品等の通信販売業を営む事業者である。

(2)　全国通販及び全通（以下「２社」という。）は，前記(1)の通信販売を行うに当たり，２社のいずれもが取り扱う商品を掲載し，注文先の電話番号等以外は記載内容が同一の「あしたの福祉」と称する通信販売用カタログを一般消費者に配布し，これを見た一般消費者から電話，ファクシミリ，同カタログ綴じ込みのはがき等により注文を受け付けるなどして，同カタログに掲載した商品を販売している。

(3)　全国通販は，全通から，前記(2)のカタログに掲載する商品の選定，同商品の仕入価格等の取引条件の設定，同商品の販売価格の設定，同カタログに掲載する商品の広告の内容の決定等を任せられており，全通は，同カタログの完成前に，同カタログの記載内容の確認を行っている。

(4)　2社は，前記(2)のカタログに，カタログ掲載商品の注文先として，「ＤＰＩ日本会議収益事業部」と記載しているが，「ＤＰＩ日本会議」とは東京都に主たる事務所を置く特定非営利活動法人のディーピーアイ日本会議であって，２社は，それぞれ，同法人との間で，同法人の名称を用いて通信販売事業を行う旨の契約を締結し，同契約に基づき注文先を同法人と記載しているにすぎず，実際の注文先として同カタログに記載されている電話番号，ファクシミリ番号，同カタログ綴じ込みのはがきの宛先の住所はいずれも全国通販又は全通のものであり，同法人は２社の通信販売事業には関与せず，同カタログの記載内容の決定にも関与していない。

２　２社は，それぞれ，平成１７年１１月ころ以降，卸売業者から，栃木県足利市所在の株式会社ナルプラが製造する浴室用の洗桶を仕入れ，これに「メタルイオンの湯おけ」との商品名（以下「イオン湯おけ」という。）を付けて，また，平成１８年２月ころ以降，卸売業者から，株式会社ナルプラが製造する台所用の洗桶を仕入れ，これに「メタルイオンの洗いおけ」との商品名（以下「イオン洗いおけ」という。）を付けて，それぞれ，前記１(2)のカタログに当該商品の広告を掲載し，当該商品を販売していた。

３　２社は，平成１８年１０月７日発行の前記１(2)の「あしたの福祉」に掲載した広告（別添写し１及び２）において

(1)　イオン湯おけについて，「浴室に置くだけでカビ・ぬめり・レジオネラ菌・大腸菌の発生をおさえる！強力なメタルイオンの力で抗菌！」，「イオンパワーで浴室は、いつもピカピカ！」，写真を２枚掲載の上「何もしないとすぐにカビが発生　洗面器を置くだけでキレイな浴室を維持」と

⑵　イオン洗いおけについて，「飛び散るメタルイオンパワーでシンク周りはいつも清潔！」，「キッチンのシンクに置くだけで、カビ・ぬめり・レジオネラ菌・大腸菌の発生をおさえます。」，「台所の有害な雑菌・カビ対策に！」とそれぞれ記載することにより，あたかも，イオン湯おけを浴室に置くだけで当該商品から発生する金属イオンにより浴室内のカビや細菌の発生を抑制し，また，イオン洗いおけを台所に置くだけで，当該商品から発生する金属イオンにより台所のシンクのカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしている。

４　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，２社に対し，それぞれ，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提

出を求めたところ，２社は，それぞれ，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

５　本件について，公正取引委員会が調査を開始したところ，２社は，それぞれ，平成１９年３月１日以降，イオン湯おけ及びイオン洗いおけの販売を中止している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，２社が行っている表示は，それぞれ，景品表示法第４条第２項の規定により，イオン湯おけ及びイオン洗いおけの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃